

討 論

2012年12月21日

氏平みほ子

日本共産党の氏平みほ子でございます。

私は、党を代表し、議案3件、陳情29件、請願8件、について、委員長報告の通り決することに反対し、また発議2件について反対する立場から、その主なものについて理由を述べます。

まず不採択と報告があった、陳情第76号、77号、79号は採択を求めます。

76号は、安全・安心の医療・介護を実現するために、看護師や介護職の労働環境を改善するため、大幅な増員や夜勤改善を国に求めるものです。私は9月議会でも岡山は医療の先進県と言われていますが、看護師不足がいかに深刻な状況であるかを質問いたしました。

国立医療センターでさえ、看護師不足で、ベット閉鎖を余儀なくされている現状は、医療活動に大きな支障をきたしているのではないのでしょうか。夜勤を伴う交代制勤務が看護師の離職の大きな要因であり、夜勤回数を減らすためにも看護体制を見直し、大幅な増員を求めることは、ひいては県民の医療を守ることでもあり、採択を強く求めます。

関連して、陳情第77号は、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を国に求めるもので採択すべきです。雇用が厳しい中、若い介護職員が介護にやりがいや生きがいを感じて介護職場に入ってきますが、あまりに低賃金のため男性職員は結婚すると介護職場を去っていきます。いわゆる男性の寿退職というものです。生活できないからです。また、今年度から介護職員処遇交付金は「加算」として介護報酬の中に組み込まれる形で存続しました。今回の介護報酬改定は、全体でプラス1,2%とされていますが、このうち0,2%は施設分であり、介護職員処遇改善交付金分2,0%を差し引くと、実質的にはマイナス0,8%の改定となっています。このことから介護事業所においては、賃金の改善を更に推し進めたり、教育研修を推進することはとても困難であると悲鳴を上げています。また、介護報酬に加算されたということは、介護職自らの処遇を改善する加算を利用者の利用料に上乗せしてもらう訳です。今現場で何が起きているかという、サービスは何も変わらないのに、「私たちの賃金を上げるための加算です。印鑑をお願いします。」と少ない年金暮らしの高齢者に説明しなければならない辛さを現場は訴えています。全額国庫負担で改善すべきです。また介護現場はさまざまな職種が共同して働く職場であり、介護職のみ処遇改善することの不平等感があり、先日老人保健施設協会の役員の方と懇談しましたが、事業所持ち出しで他職種への手立てをしているとのこと。対象職員を介護職員以外にも拡大することは当然のことではないのでしょうか。介護や医療は若者の雇用を多量に生み出す場所です。やりがいもある場所です。処遇改

善が問題なのです。ぜひとも国に意見を挙げていただきたいと考えます。

陳情第79号は、B型、C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてであり、採択を求めます。戦後、私たちが子供時代、ツベルクリン反応検査や、BCGの予防接種などは針も注射器も使い回しがされていました。医療行為による感染が原因の医原病とされているB型、C型肝炎は、国の責任とされ、H22年「肝炎対策基本法」が施行されました。しかし、C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回し患者などは補償、救済の仕組みがありません。治療費が払えず、治療を中断されている患者さんも多いと聞きます。肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、適正な救済策を講じるよう意見を国に挙げるべきと考えます。

次に文教委員会関係で不採択となった請願第17、18、19、20、21、22号と陳情第75号は採択を求めます。請願6件は、発達障害児が急増する中、障害に応じた十分な教育を可能にするため、教職員の増員と教育条件の整備を求めるもの、また、30人学級を求めるもの、教育費の父母負担の軽減を求めるものなど、24832人の署名が集められ、切実な教育現場や父母の声が届けられています。教育の内容をどうしていくのかも重要ですが、まずは、教員のマンパワーの不足解消、教育環境の整備こそが急がれると思います。請願内容は当然の要望であり、採択を求めます。また、陳情第75号も、障害児教育の充実に向けた条件整備を求めるものであり、同様に採択を求めます。

次に議第123号、平成23年度歳入歳出決算の認定について、決算委員会では多数決で認定とされましたが、我が党は認定に反対です。県の行財政構造改革のもとで、予算の段階から、重度心身障害者医療費助成が削られるなど、他県と比較しても障害者に冷たい仕打ちがされています。予算を認めていない立場からしても、決算を認める訳にはいきません。

次に議129号、岡山県税条例の一部を改正する条例の採択に反対します。

理由は、地方税が増えることに反対するものではありませんが、我が党は消費税の増税は反対の立場であり、地方消費税の税率を改める条例には反対いたします。

最後に、民主県民クラブ、公明党、県民・緑とともに共同提案しました発議第18号「政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」に賛成する立場で意見を述べます。本条例案は、地方自治法の改正にともなう政務調査費の名称および交付対象の変更に加え、政務調査費の交付にかかるすべての領収書の添付を義務づけるものです。

わが会派は、「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」にもとづく「収支報告書」の開示が始まった2001年度以来、政務調査費のすべての領収書を独自に公表してきました。税金の使い方に対する県民の関心が高まる中、情報公開は時代の要請であり、行政のチェックをおこなう議会だからこそ、自らの税金の使い方にも厳しくなければならぬと考えたからです。

ご承知のとおり2009年度からは、「政務調査費の支出が1万円超」の領収書を公表

することになりました。2010 年度分の開示された領収書を調べてみますと、金額にして約 4000 万円、総支出額の約 20%が非開示となっています。県民への説明責任、透明性の確保という点から見て、大きな問題と言わなければなりません。以上の点から、発議第 18 号への賛同を求め、討論いたします。ご清聴ありがとうございました。